

訪問看護契約書

様（以下「利用者」といいます）と栗山赤十字病院訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する自己負担分を支払います。

第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は令和 8年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問看護の内容及び訪問看護計画）

- 事業者は主治医の指示、居宅サービス計画の内容、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って訪問看護を提供します。訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容などを記載します。
- 事業者は次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
 - 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合。
 - 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。
- 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業所に連絡するなど必要な援助を行います。
- 事業者は、訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及び家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

第4条（訪問看護師の交替）

- 事業者は訪問看護サービスの開始時に担当の訪問看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供します。
- 利用者は選任された訪問看護師の交替を希望される場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問看護師の交替を申し出ることが出来ます。
- 当事業所の都合により、担当の訪問看護師を交替することがあります。訪問看護師を交替する場合は、ご利用者及びご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮し、事前に利用者の了解を得ます。

第5条（サービス提供の記録）

- 事業者は訪問看護の実施ごとにサービスの内容を記録し2年間保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する記録を閲覧でき、記録の複写物の交付を受ける事ができます。

第6条(料金)

- 利用者は、サービスの対価として別に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 事業者は、当月の料金合計額の請求書を翌月の15日までに、利用者に発行いたします。
- 利用者は、当月の料金の合計額を翌月の末日までに栗山赤十字病院会計カウンターでお支払い下さい。その際に領収書を交付いたします。(他のお支払いをご希望の方は、お申し出ください。)

第7条(サービスの中止)

- 利用者は、事業者に対してサービス提供の24時間前までに通知をする事により、料金を負担する事なくサービス利用を中止する事ができます。当日のキャンセルは、やむをえない事情を除き、キャンセル料が発生致します。

第8条(料金の変更)

- 事業所は介護給付費体系の変更があった場合は、当該サービスの利用料金を変更することが出来るものとします。
- 利用者は前項の変更に同意することが出来ない場合には、事業所に対し文書で通知することによりこの契約を解約することが出来ます。

第9条(契約の終了)

- 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をする事によりこの契約を解除することが出来るものとします。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除する事が出来ます。
- 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して一ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知する事により、この契約を解除することが出来るものとします。
- 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解除出来るものとします。
 - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - 事業者が守秘義務に反した時。
 - 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合。
 - 事業者が破産した場合。
- 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する事が出来ます。
 - 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
 - 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為または社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント、迷惑行為が生じ、解決困難な場合。
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
 - 利用者が死亡した場合。

第10条(秘密保持)

- 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は現に訪問看護の提供を行っている時に、利用者の病状急変が生じる場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

第13条（身分証携帯義務）

サービス事業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

1. 事業者は訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対して迅速に対応します。

第16条（本契約に定めない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を尊重し双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする事を予め合意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上各1通ずつ保有するものとします。

【事業者】

事業所：栗山赤十字訪問看護ステーション

所 在：夕張郡栗山町朝日3丁目2番地

管理者：浅田 友紀

説明者 _____

契約年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【利用者】**【署名代行者（代理人の場合）】**

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____
※自署押印不要

氏 名 _____
※自署押印不要 (続柄： _____)

令和5年10月1日作成

令和7年2月1日一部改訂(第9条(契約の終了))

令和7年9月1日改訂(料金の変更)